

平成 19 年第 4 回にかほ市議会定例会会議録（第 5 号）

1、本日の出席議員（ 22 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	15 番	榊 原 均
16 番	竹 内 賢	17 番	佐 藤 元
18 番	斎 藤 修 市	19 番	佐々木 平 嗣
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ 2 名 ）

14 番	佐々木 清 勝	20 番	池 田 甚 一
------	---------	------	---------

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	竹 内 享 一	局 長 補 佐	佐 藤 谷 博 之
議 事 調 査 係 長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	佐 藤 好 文	市 民 部 長	池 田 史 郎
健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	岩 井 敏 一
建 設 部 長	金 子 則 之	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄	消 防 長	中 津 博 行
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆 一	企 画 課 長	竹 内 規 悦
財 政 課 長	森 鉄 也	税 務 課 長	齋 藤 利 秀
市 民 課 長	木 内 利 雄	商 工 課 長	森 孝 良
観 光 課 長	武 藤 一 男	建 設 課 長	佐 藤 家 一
都 市 整 備 課 長	佐々木 義 明	ガ ス 水 道 局 管 理 課 長	佐 藤 俊 文

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第5号

平成19年6月12日(火曜日)午前10時開議

- 第1 報告第1号 にかほ市国民保護計画の報告について
- 第2 報告第2号 繰越明許費の報告について
- 第3 議案第62号 平成19年度にかほ市老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第4号)
- 第4 議案第63号 にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第64号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第65号 にかほ市長寿祝金条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第66号 にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第67号 にかほ市定住市営住宅条例を廃止する条例制定について
- 第9 議案第68号 にかほ市下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第69号 公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結について
- 第11 議案第70号 平成19年度にかほ市一般会計補正予算(第2号)
- 第12 議案第71号 平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第1号)
- 第13 議案第72号 平成19年度にかほ市ガス事業会計補正予算(第1号)
- 第14 議案第73号 平成19年度にかほ市水道事業会計補正予算(第1号)
- 第15 一般会計予算特別委員会の設置
- 第16 議案及び陳情の付託

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号に同じ

午前10時00分 開 議

議長(竹内睦夫君) ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

なお、14番佐々木清勝議員、20番池田甚一議員から本日の会議に、所用のため欠席の届けが出ておりますので、これを許可しております。

会議に入る前に、暑いようでしたら上衣をとって結構です。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づき出席を求めた者の名簿はお手元

に配付のとおりです。

日程第 1、報告第 1 号にかほ市国民保護計画の報告について及び日程第 2、報告第 2 号繰越明許費の報告についての 2 件並びに日程第 3、議案第 62 号平成 19 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 4 号）から日程第 14、議案第 73 号平成 19 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 1 号）までの 12 件、計 14 件を一括議題とします。

報告第 1 号にかほ市国民保護計画の報告についての質疑を行います。

なお、発言は自席で行ってください。初めに、16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君）にかほ市国民保護計画の報告について、全体を通して市長のお考え等についてお伺いしたいと思います。

最初に、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、そういうものに基づいて、県、あるいは市、あるいは各省とか、そういうことで国民保護計画をつくると、そういう法律ができてはいるわけですが、このもとになる、日本という国が本当に、そういう心配な状態がどのような場合になるのか、そういうことのやっぱり一定の理解をしなければ、いたずらに危機感をあおり、そして武力の増強に走り、そして外交的な努力等が後にされて、けんかをしていくと。そういうものが、例えば、今から 70 年前、あるいは 1941 年ですけれども、アメリカとの戦争の場合もありました。いわゆる A B C D 包囲網ということで。そして、対日本に対する石油の、あるいは廃鉄の輸出がアメリカからとめられたと。そういう経済封鎖というか、そういうものを通して戦争に突き進んだという歴史が厳然としてあるわけです。したがって、市長にお伺いするのは、日本がどのような情勢になったときに武力攻撃を受けるとお考えなのでしょうか。

2 つ目は、自衛隊法があります。自衛隊の任務として、第 3 条第 1 項に、「自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする」というふうにあります。戦争になったとき、自衛隊が国民の命や財産を守ってくれるとお考えなのでしょうか。

ある著書によりますと、これは元自衛官の軍事評論家が書いているわけですが、「軍隊は何を守るかと言いかえるなら、その答えは国民の生命・財産ではありません。それらを守るのは警察や消防の仕事であって、軍隊の本来の任務ではないのです。それが軍事の常識です」、こういうふうに言っています。ですから、自衛隊というのは、国民の命や財産を本当に守ってくれるのだろうか。それについて市長としてのお考えを伺いたいと思います。

3 つ目は、日本は、北朝鮮や中国を脅威として、軍事力を高め、米軍との共同演習を増加し、また、憲法第 9 条 2 項でできないとされている集団的自衛権の行使を可能にするため、有識者会議をつくって、米軍と共同作戦をするために地ならしをしようとしています。このように緊張を高め、戦争をするための国づくり政策が、かつて日本に侵略されて大きな犠牲を受けた中国などアジアの国々の不信を増大させ、軍拡競争を強め、脅威を増大させることになるのではないのでしょうか。緊急事態を引き起こす危険性が高まっていくと考えられませんか。このことについて伺いたいと思います。

4 つ目は、具体的な国民保護計画、にかほ市国民保護計画の内容で、「消防団が避難誘導の重要

な役割を担う」と、あるいは「自治会や町内会、自主防災組織などと連携して訓練・啓発に努める」など計画しています。役割をここまで求めることができると考えて計画をつくっているのですか、伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） それでは、1 番目の武力攻撃を受けるとお考えですかというふうな御質問でございますが、18 年の 3 月定例市議会で、このにかほ市国民保護対策等の条例が可決決定をしたところでございます。この際にも同じような質問がございました。その際、私は、日本が武力攻撃などを受けることはあってはならないと考えますし、国は外交などを通してそうした事態とならないように努力していくことが必要であると、そのようにお答えをしております。その考え方は、今も変わっておりません。

それから、自衛隊が国を、国民を守るかどうかということだけれども、人にはいろいろな考え方があるかと思えます。自衛隊法第 3 条第 1 項に自衛隊の任務があるわけでございますが、それには、「自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し、わが国を防衛することを主たる任務とし」云々と書いてあります。当然ながら、そうした事態が発生した場合は、自衛隊は国や国民を守る一義的な任務を負っておりますので、それを果たすために最大限努力するのではないかと、私はそのように考えております。

それから、3 番目の緊急事態を引き起こす危険性が高まっていると考えられませんかというふうなお尋ねでございますが、外交と国防については、国の最も大切な仕事だと思っております。このにかほ市議会でその外交と国防に関することをここで私がお答えする内容ではないのではないかと、いうふうに思います。

それから、4 番目、消防団を初めとする市民の役割をここまで求めることができるかということですが、私たちは、そうした不幸な事態にはならないようには常に願っているわけですが、万が一そうした不幸な事態になったときには、やはり消防団を初め、各種団体、あるいは市民の皆さんと協力しながら、被害を最小に抑える行動をとっていかなければならないのが行政の務めだと私は思っております。ですから、市民の皆さんからもいろいろ御理解、御協力をいただきながら、訓練などを通して、これは単独の訓練ではございません。防災訓練などとあわせながら実施していきたいなど、そのように考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 私が聞いたものに対して真っすぐ答えていないんですね。それだけ、率直に言えば、何というか、あやふやな計画じゃないかと。法律で求められてつくったと。だから、具体的に言いますと、どういう状態になったときに武力攻撃を受けるんでしょうかと、そういう危険性があるんですかと、日本の国がどういう状態になったときに。まあ、外交努力をすると言いました。ですけれども、そういうことを想定というか、考え、今までの歴史的な経過がありますから、そういうことを想定をして、こういうふうになってきたというふうに見ているんじゃないですか。そうじゃないんですか。

何も無い中でいたずらに脅威を振り立てて、そして軍事力を増強して、何というか、仮想敵国を

つくりながらどんどんどんどんいくことによって過去の戦争は起こったわけでしょう。そういうことについて今、国民保護計画という、まあ名前は立派です、国民保護計画というのは。しかしながら、本当は戦争をするための、国民を動員する法律に基づいての計画なわけでしょう。

この間、3月のこの条例がつくられた際に、当時の総務部長は、「国民が協力の要請に応ずるか否かは任意にしております」と、こういう話でした。しかしながら、一たんこういう計画ができた場合に、任意にということはできないのが今までの経験なんですよ。これは国家総動員法にもありました。隣組というのも今また強調されるようになりました。ましてやこの4番目に私が聞いています消防団とか、あるいは自治会とか、町内会組織とか、自主防災組織とか、そういうものまで全部動員をしていくような計画だとすれば、1抜けた、2抜けたというのはできないでしょう。そういう、何というか、空気というのがどんどんどんどん醸成されていくんじゃないですか。それを行政が、例えば防災だと、地震だ、火事だというような形に乗じて、一緒にこの国民保護計画と一緒にやっていくということであれば、ごっちゃごっちゃになっていくわけですよ。その点についてどうお考えですか。

それから、2つ目に聞きました国民を守る — 国民を守るということは全然書いてないんですよ。軍隊、いわゆる自衛隊 — 今、軍隊とは言いませんけれども — 自衛隊はあくまでも戦争するための任務でしょう。国民を、例えば、「あなたのうちの一人一人を避難させるから、はい、逃げようよ」というような形ではやりませんよ、これは。戦争できないですもの。

議長（竹内睦夫君） 竹内賢議員に申し上げますけれども……

16番（竹内賢君） ですから — 聞きます。

議長（竹内睦夫君） ……質疑です。

16番（竹内賢君） 国民を守るために一義的と言いますけれども、国民を守るというふうに本当に思いますか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） まあ将来的にはそういう事態が発生するかしないかは私もわかりません、これは。今の段階であるともないとも言われません。ただ、私たちはそういう事態になった場合は、やはり被害を最小に抑えて、市民の安全を守るためにやっぱり行動すると。その行動するためのその諸計画、計画としてこの国民保護計画をつくったわけです。つくったというよりも素案をつくっているわけです。 — 素案ではありませんね。計画をつくったわけです。それで報告している。やはり具体的にそういう事態になったときに、行動するための行動計画がなければ、これ、何も動けないでしょう。私はこういうことはあってはならない、ならないと思いますけれども、万が一そういうことになった場合には、やはり行政としてそれはやっていかなければならない大きな仕事だと思っております。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） わかりました。意見は言いません。

訓練、先ほど市長は、単独じゃなくて防災訓練等と言いました。防災訓練と、あるいは大雨とか、高波とか、地震とか、大火事とか、そういう訓練とは私はやっぱり違うと思うんですけれども、

あくまでも武力攻撃、あるいは緊急事態、そういうものに対する計画なんですけれども、その点について、一緒に考えてやるつもりなんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） できれば何かの形でやりたいと思っています、防災訓練の中で。例えば、危険物にそういうものが来た場合にはどういう形の範囲で市民の皆さんを避難させるかということも考えられますので、これからどういう形で訓練していくか、検討をしてみたいという段階でございます。

【16番（竹内賢君）「議長、答弁漏れありますから」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 2つ目の国民を本当に守るのが自衛隊の役目ですかというふうに聞いていますから。

議長（竹内睦夫君） 市長、答弁。

市長（横山忠長君） 私は基本的には国民を 一 国、あるいは国民を守るための自衛隊だと思っております。

議長（竹内睦夫君） 次、12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 同じく報告第1号のにかほ市国民保護計画の報告の関連ですが、端的に、1つ、2つ、3つと挙げておりますのでお答え願います。

武力攻撃事態は、先ほどからも言っておりますけれども、自然災害とは全く違うわけです。想定している対象というのは、いろいろな武力攻撃事態、あるいは予想されるというようなこと、これに関しての今回の計画なわけですから、こういう、全体とも関連あるわけですが、現実性が極めて薄い。市長の答弁も、「恐らくないだろうが、もしあれば」というふうな答弁もしておりますが。そうすると、現状ではどの程度あると考えてこの計画をつくっているかというのが1つ目。

2つ目は、大量破壊兵器、殺りく兵器ということでいろいろ挙げていますが、例えば、一例ですが、核兵器の攻撃の場合は、風下を避け、そして帽子をかぶり、手袋をして、そして雨がっぱなどを着て、できるだけ被爆をしないようにと。そして、沃素も準備しておいて、それを飲むようにというふうに計画にあるわけですが、果たしてこのようなやり方が、現実に過去日本にあった、ということから考えて、合うのか合わないか、非常に疑問なわけです。その点についてどのような考えを持っているのでしょうか。

3つ目は、防災計画、市になってから各町の防災計画を生かして、訓練は行いました。しかし、防災計画できていない。今年度じゅうにつくると。この国民保護計画をつくるよりは、現実味の高い防災計画を先につくって、そしてまずそれをつくって、どうしてもやむを得ないというので、政府、上のほうの関係もあるので、この保護計画に進むというのが現実的だと思うわけですが、しかし、内容面や作業面では若干重なる部分もないわけではない。特に資料編なんか見ますと、非常に詳細な内容が書かれています。その関連と、防災計画策定が本当は先なんだと思うんですが、これにかなり労力を割かれております。その作業の関係、内容での関係、これについてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） そうすれば、私のほうからお答えいたします。

1 つ目の武力攻撃事態等は云々の御質問でございますけれども、この内容については先ほど竹内議員への市長のお答えのとおりということで御理解願いたいと思います。あつてはならないことでもありますけれども、将来的には絶対にはないとは断言できないという状況というふうに判断しているところでございます。

2 つ目の核兵器の攻撃に対する留意事項についての御質問ですが、核兵器の攻撃に対する留意事項については、先ほど御紹介ありましたとおり、計画書の16ページに記載しておりますが、不足な点などについては、今後、国の国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築などを踏まえまして、計画書の見直しや、その情報の提供に努めてまいりたいと考えているところでございます。

3 つ目の防災計画との内容面・作業面での関係・関連について御説明いたします。国民保護計画に当たっては、県計画が18年3月に策定されたことを受けまして、18年度内、県内25市町村が策定作業を行っております。この計画は、総務省、消防庁が策定した市町村国民保護モデル計画を参考にして、県計画及び地域防災計画との整合性を図り策定しておりますことは報告第1号で御説明したとおりでございます。

なお、策定に当たっては、コンサルタントへの委託ではなく、職員の手で約半年かけてつくり上げております。

また、防災計画については、早期策定の必要性は十分認識しておりますが、これもまた職員の手づくりで進めております。作業は、国民保護計画と比べ物にならないほどのボリュームがあり、約2年間の時間を要するものでございます。防災計画は、旧3町の防災計画を、合併時の事務事業一元化方式でそれぞれの計画のよいところを採用して、にかほ市の防災計画に仕上げるといふ手法をとっております。18年度には、にかほ市地域防災計画の策定にかかわる市民会議を開催し、一本化した防災計画について御審議をいただき、それぞれの分野で活躍されている方々の貴重な御意見をもとに、計画の素案を作成しております。内容面では、国民保護対策本部と災害対策本部、緊急事態対策部と災害対策部、緊急事態連絡部と災害警戒部の職員配置などについては共通の体制をとっております。これは災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置している際に武力攻撃災害等が発生し、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止しなければならないためでございます。

また、作業面では、資料編での共通事項について、情報やデータなどの共有化を図っております。

なお、にかほ市地域防災計画については、今後数回の防災会議を開催して御意見等を伺いながら、10月中にはまとめる予定で作業を進めているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） のほうと のところは答弁されましたが、 のほう、現状から考えて合うと思つてつくつているか、合わないなと思つてつくつているか、答弁に聞きますと、今後手直しもしていくということですから、これで十分とは考えていない、というよりは、こういう事態があったらこんなことをしても恐らく大変なんじゃないかということも含まれていると思うんですが、核兵器攻撃など被爆の場合、こういうようなやり方が合うのか合わないのか、現実的にどうなのか、

その点だけ質問します。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 御指摘の点について、実際にその事態が発生した場合に、100%この対応でよいのかという点については、100%とは言いがたい面もあるかと思えますけれども、なかなか核兵器等の攻撃に対する100%対応した留意事項等について、今の段階で示すことができないために、先ほど申し上げましたとおり、国で示されているモデル計画を参考にして仕上げたところでございます。

先ほども申し上げましたけれども、今後、国等の研究成果等を踏まえまして見直しを進めてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくをお願いします。以上です。

議長（竹内睦夫君） ほかに報告第1号に対して質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで報告第1号の質疑を終わります。

次に、報告第2号繰越明許費の報告についての質疑を行います。16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 私の質問に対して資料をいただいております。それもあわせながら質問したいと思います。

2月26日の臨時会で岩井産業部長が私の質問に対して答弁をされています。そういう内容と、それから、今回の資料を、いわゆる入札契約をした後の金額、こういうものを突合して見ているんですが、1つは、前の議会での説明の中で、残額で県境の大型看板・観光スポットへの誘導案内看板を整備すると。その金額というのは、この中でいいますと、その他ということでの980万8,500円、これに該当することになると想定するわけですが、具体的に、その前の会議の際に、「委託料や工事費など今後さらに検討・精査し、事業費の節減に努め、必要とされる数多くの観光施設の整備に努める」と。それから、今定例会での説明では、「予算は75%の発注率です」と、そういう説明をされています。

そこで、具体的に伺いますけれども、稲倉山荘改築による厨房器具や什器など備品関係の予算はどういう見積もりをされるのか。この予算の中からではちょっと読み取れませんので。

それから、その他の案内看板等、今検討されている案内看板、大型とか、あるいは県境とかという話もされていますから、具体的にどういう内容なのか、伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） お答えします。

最初に、厨房器具とか什器などの備品関係の予算でありますけれども、厨房器具関係につきましては、さきに発注しております稲倉山荘建設工事の機械設備工事の中へ、厨房設備としての流し台とか、冷凍冷蔵庫、ガステーブル、レンジ、作業台、シャワーシンク、収納戸棚などが含まれております。また、鍋や釜、什器などの消耗品の備品につきましては、施設に入居する営業者に準備をしていただきたいと思いますと考えております。

それから — この資料について説明必要でしょうか。

【16番（竹内賢君）「大体これそのものはわかります。ただ、聞きたいというのはその他

とか……」と呼ぶ】

産業部長（岩井敏一君） この説明、予算の資料を提出しておりますので、この資料も見えていただければ十分御理解いただけると思いますので、説明は省略いたします。

それで、今後の整備につきましては、稲倉山荘関係以外では、本日、奈曽滝ののり面復旧と安全さくの設置工事、そして中島台の遊歩道設置工事の入札会をこれから行うところであります。また、現在の稲倉山荘の解体、敷地整備工事につきましては、7月中旬をめぐりに発注をいたしまして、お盆過ぎごろから本格的な解体工事に着手し、こちら10月末日を完成予定にしたいと考えております。

それで、現在の試算で、これはあくまでも試算でありますけれども、工事費で約980万円ほど稲倉山荘の建設工事関係での、これらの現場の状況に応じて対応したいというものと、それと、案内誘導看板の設置工事に向けたいという計画を持っております。

こういうことで、その看板の内容ということですが、現在詳細な計画は今これから立てようとしているところであります。最初に、この前も説明しておりますけれども、県境等の大型看板、これにつきましては大体200万円ちょっとかかるのかなと思ってはおりますけれども、高さにして6メートルから8メートルぐらい、幅にして2~3メートルほどなのかなと思ってはおります。

その次にはスポット案内看板ということで、市内全域の道路の交差点等の要所要所に、どのぐらい設置できるかわかりませんが、大体、基礎工事、現在ある基礎を利用しますと50万円程度で1基できるのかなと。あと、基礎のないところは、これは50万円以上かかるわけで、これから詳細について、場所とか、内容とか、そういうものを詰めてまいりたいと考えているところであります。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 大体わかりました。

スポット案内、道路のいわゆる主要な角々というか、観光客とかそういう人方が一番、ぶつかって、「ああ、こっちだ」と、簡単に自分でやっぱり行ける場所だ、そういう作り方だと思っておりますけれども、基礎がない、あるところというので、ありますけれども悪くなった、あるいは現状に合わなくなったと、そういうものを恐らく調べていると思えますよ。で、1基50万円と。基礎がないところはもっとかかりますよと。そういうのはどのぐらい、いわゆるにかほ市全体の中で見つけて検討されているのか、それが1点です。

それから、厨房の関係は発注をしていると、入っていると、機械設備に。で、備品関係、今の稲倉山荘で使用されている、まあ机とか、いすとかというのはおかしいんですが、そういうテーブルとか、そういうもので使えるものは使うと、そういう基本線の中で、あと入る業者の方にその他については用意してもらいたいと。そういうものを予算的にやっぱり見ているんですか。このぐらいかかりますよということは、おおよそのやつは考えられているんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 最初に、質問の備品のほうからでございますけれども、什器等につきましては予算的にはさっきもお答えしたとおり持っておりません。ですけれども、こういう専門業

者であれば、自分方の使っている、例えば鍋とか釜とか、あと食器、これらはそれぞれの業者で準備していただきたいということでありまして、予算的には特にこちらのほうでは考えておりません。

次に、看板ですけれども、どの程度ということではありますが、場所的には市内ということで、まだ不足しているところもあるわけですが、現在ついている場所で利用できるところは使って、その基礎をを使っていこうということで、はっきりした数というのはまだ把握しておりません。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 最後です。一番大きい稲倉山荘本体の建設ですけれども、1億599万7,500円です。これは言い方ちょっと、聞き方があれですけれども、かなり難しい工事というか、いわゆる山に登ってつくるわけですが、価格的に言って、これで十分できると、そういう内容、何というか、考え方をお持ちですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 設計屋さん等と何度も協議してつくった設計でありまして、その設計に基づいた工事でありますので、十分と考えております。

【16番（竹内賢君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 報告第2号に対してほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで報告第2号の質疑を終わります。

次に、議案第62号平成19年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）及び議案第63号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての2件の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第62号及び議案第63号の2件の質疑を終わります。

次に、議案第64号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 質問の仕方がちょっとわかりにくかったのかなというふうに思いますので、改めて説明したいと思います。

順序逆になりますけれども、20年度からの税率の統一ということでありまして。それで、これに向けて18年度も税率の改正がなされております。18年度のやつも一応見てみました。そうしたら、旧金浦に関して、均等割が18年の段階では2万1,000円のもの、2万6,000円に上がっている。今回19年度については2万6,000円のもの、1万5,000円に下がっている。これ、医療費との関係が多分にあったのかと思いますけれども、そういった状況などもろもろ考えて、これは20年度からの税率の統一ですから、当然のことだと思いますけれども、そういった状況は一切考えないで、応益割、応能割それぞれ4項目ありますけれども、それを完全に統一する、こういう考え方だと思いますけれども、これについてひとつ確認をしたいというのが第1点でございます。

それから、順序逆になりますけれども、もう一点は、この繰越額、これも説明ありました。今回均等割について、金浦、象潟、これを変更するわけでございますけれども、当然、変更した後は被保険者に応じた負担、こういったものは旧3町それぞれバランスがとれていると思いますけれども、その点もし19年度末、つまりこの被保険者の均等割、金浦、象潟変更した場合、3町がどのくらいになるのか、この見込額をできればお知らせいただきたいということでございます。

以上2点お伺いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） それでは、最初に、2番目のほうの御質問のほうからお答え申し上げます。

基本的に18年度の税制改正については、あの時点におきまして、金浦地区の税率が低かったということ、それから、金浦地区の医療費がその前から過去2年間2けたの伸びを、ほかの地区から見て2けたという高い伸びを示していたということから、18年度の当初予算では財政調整基金、持ち寄った財政調整基金の2,500万円を使わなければ組めない状況で当初予算が組まれておりました。その2,500万円分を補てんするという意味の税率の改正でございました。

今回の税率の改正については意味が違いまして、19年度末において3地区の被保険者1人当たりの繰越額をできる限り均等化したいと、こういうことの原因による税率改正でございます。基本的にその税率改正の18年度と19年度の意味がちょっと違ってきているということをお理解願いたいと思います。

それから、20年度以降のことについて、御指摘のとおり、今、所得割、資産割、平等割、均等割と4つの項目について、国保税というものが構成されているわけですが、20年度以降は御承知のとおり後期高齢者のための医療制度がスタートします。資産の名義人となっている75歳以上の方というのかなりおられると予想されます。そういう人方が後期高齢者の医療制度のほうに国保から抜けて移行するわけでございますので、果たしてその時点で資産割というものが、そういう国保税を構成する要素として、資産割というものが適当なのかどうかという検討がこれからされてまいります。ですから、今、4つの基本的な項目で国保税が構成されておりますけれども、それが3つの方式になるか、2つの方式になるか、これから、いわゆる応能応益の割合を踏まえた上で国保の運営協議会とも御相談しながら検討していくという予定になっております。

いずれの方式にしましても、いずれその3地区の平等化は図って、いわゆる、何と申しますか、3地区の、いわゆる市全体が相互扶助というこの国保の考え方に基づいた税率改正になっていくということでございます。

それから、最初の19年度末の各町ごとの繰越額のことでございますが、御提案しております調整のための税率改正を実施した場合には、平成19年度末の繰越額は、先日の5月17日の全員協議会でお渡ししました資料の7ページにもありますように、仁賀保が1億4,439万8,000円、金浦が6,896万4,000円、象潟が1億6,822万9,000円程度となる見込みでございます。これをこの際の被保険者1人当たりの繰越額は、各地区ともほぼ3万5,000円前後となる見込みでございます。今後の医療費の動向によりまして多少の違いは生じることも考えられますが、現在における見込みといたし

ましては、19年度の当初予算でも説明いたしましたとおり、これまでの過去3カ年の実績等から一般と退職の医療費の若干の伸びを見て算定しておりますので、突発的な病気の発生などがない限り、均衡は図られるものと現時点では考えております。以上です。

【4番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 議案第64号に対してほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第64号の質疑を終わります。

次に、議案第65号にかほ市長寿祝金条例の一部を改正する条例制定についてから議案第67号にかほ市定住市営住宅条例を廃止する条例制定についてまでの3件の質疑を行います。これに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第65号から議案第67号まで3件の質疑を終わります。

次に、議案第68号にかほ市下水道条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 通告書の、 に「水道水」というふうになっているところが3カ所ありますが、すべて「下水道」の「下」が抜けたままです。訂正したいと思います。訂正して質問します。

1つ目は、この条例は5ミリから2ミリというので、ちょっとわからなかったんですが、一覧表を見て、全部で38項目、10条関係の調査、薬品類が出ていますが、この5ミリから2ミリに減らすというのが、つまり水質をよくするというのが、フェノール類、それから亜鉛及びその化合物、それから鉱油類含有量、この3つなのだよのだが、その確認をしながら、この2ミリグラムに改める理由、これはどういうふうに、国際的な基準変更、あるいは含有量がこれ以上現在のままでは水質汚染が広がる危険性につながるというような、いろいろ理由あると思うので、その点をひとつお尋ねします。

それから、この38項目、カドミウムからリンまでありますけれども、すべての検査をしていると思うわけですが、その検査方法、また検査期間、時期といえいいですか、それから検査結果、下水道の関係で、この点は心配される、あるいは大丈夫というふうなことがあると思うので、その点についてもお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） お答えいたします。

まず、1点目でありますけれども、水生生物保全の観点から環境基本法に基づき、水質汚濁に係る環境基準として全亜鉛が追加され、公共水域、河川、湖沼、海域の環境、水質基準を強化したものであります。これを受けて水質汚濁防止法に規定する工場及び事業場から排出水の亜鉛含有量について排出基準がリットル当たり5ミリグラムから、リットル当たり2ミリグラムに強化し、施行されたものであります。

2点目でありますけれども、にかほ市の下水道の検査につきましては、38項目すべて行っております。実施については、放流しております赤石川下流にあります放流先で採水の上、水質検査を実施しております。水質検査につきましては、項目により月2回または年4回行っております。また、処理場の管理業者におきましては、6項目について毎日検査を行っております。水質上、心配される項目については、今現在はありません。ほとんど基準値の100分の1以下の数値となっております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 質問したものについてはわかりましたが、もしわかりましたら、この検査、委託していると思うんですが、その委託先と予算等わかりましたらお願いします。わからなければまた別の機会で結構です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 委託先については、株式会社秋田県分析化学センターのほうでございます。

それから、予算のほうについては、ちょっと今、資料を持ってございませんので、後ほどお示ししたいと思います。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第68号に対しての質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第68号の質疑を終わります。

次に、議案第69号公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結についての質疑を行います。4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） お尋ねいたします。

この下水道の根幹的施設の建設工事委託でありますけれども、当該年度の委託料は、予算では9億8,525万5,000円、さらに債務負担がございまして、20年、21年度、これは8億5,100万円、こういう大変膨大な金額でございます。

そこでお尋ねをいたします。大分前に説明を受けたような記憶もあるんですが、再度お伺いしたいと思います。この日本下水道事業団、この組織は、わかりやすく言えばどのような組織なのかということを最初にお尋ねいたします。

それから、2つ目、概算事業費についても、債務負担の段階、予算の段階でしょうか、ちょっと2つの施設について説明を聞いたような記憶があるんですが、これについても、主な内容で結構でございますので、再度お伺いいたします。

それから、契約でございますけれども、この契約について、例えば競争の原理と申しますか、こういうふうなものが働いたのかどうかと。下水道事業団との関係になるわけですが、金額が非常に大きい金額でございます。この競争の原理、この辺につきましてもお伺いしたいと思います。

以上2点お願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） お答えいたします。

まず初めに、事業団の組織についてであります。日本下水道事業団は、地方公共団体の共通の利益を実現するための地方共同法人で、地方公共団体が全額出資している団体です。一般の民間企業とは異なり、営利を目的とした組織とはなっていません。地方公共団体の首長などを中心に構成されている評議委員会並びに理事会で運営の方針が決定されております。

下水道事業団は、地方公共団体等の要請に基づいて下水道施設の建設や維持管理、下水道に関する技術的な援助を行うこと、さらに、下水道技術者の養成、下水道に関する技術の開発と実現化を図ることによって、下水道の促進、生活環境の改善や公共用水域の水質の保全に寄与することを目的として運営されております。計画から設計、建設、維持管理、改築、研究開発までのライフサイクル全体について支援できる唯一の団体となっております。

事業の主な内容は、矢妻中継ポンプ場で4億8,600万円、それから平沢中継ポンプ場で4億9,400万円で、土木建設、機械設備、電気設備、場内整備一式を含む建設工事であります。

契約については、その性質または目的が競争入札に適さないものとして随意契約とさせていただいております。

建設工事の実施は、毎年度予算に計上する範囲内において年度実施協定に定めるところにより建設工事を行います。下水道事業団が工事を発注して競争は働いているものであります。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） もう一点お伺いいたしますが、日本下水道事業団、これの性格はわかりました。日本下水道事業団から見積もり、あるいは価格的な金額が行政に出てくるとは思いますけれども、この方々は専門の技術を持っている方だと思いますけれども、やっぱり時節柄、あえて、競争云々までは申し上げませんが、出てきた見積もり、こういったものについて市当局として、どのような審査といたしますか、審査がなされているのか。これはどうにもならないということで、専門業者なので、そのまま見積もりのとおり随契に及ぶと、こういうことなのか、その点だけ1点お伺いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） これにつきましては、私どもの担当職員がその仕様書に基づきまして精査してございます。

それから、ちなみにあれですが、下水道事業団の工事の発注につきましては一般競争入札と公募型指名競争入札の2方式で工事の発注をしております。以上でございます。

【4番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第69号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第69号の質疑を終わります。

所用のため11時10分まで休憩します。

午前10時59分 休憩

午前 11 時 10 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行します。

次に、議案第 70 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）の質疑を行います。初めに、16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 何点かありますから、簡単に質問します。

最初は、8 ページですが、2 の 19 の 1、繰越金について、18 年度決算見込みとしてということを出されていますし、今回 3,722 万 7,000 円の補正であります。それを除きますと残額が一応 2 億 5,700 万円という説明でした。18 年度の市税の未納額が累計で 1 億 6,600 万円、17 年度は 1 億 4,800 万円でしたから、未納額は 1,800 万円ふえたこととなります。加藤議員の一般質問での答弁等もありますので、その点については省いていただいて結構ですので、未納の人数は、加藤議員に対しては人数は言っていないので、それから、分析している特に特徴的な、これこれ未納がありますというような点について。

それから、9 ページは、企画費で J リーグ横浜 F C キャンプの招致実行委員会の補助金として、助成として 300 万円であります。これから継続して F C の皆さんが、「ああ、にかほ市、やっぱりよかった。また来たい」というためには、やっぱりキャンプの目的を果たす環境づくりだと。市のほうから、これこれしてください、あれもしてください、これもしてくださいということでキャンプの目的が達せられるのかどうか。やっぱり主役は F C ですから、その人方が気持ちよくまた来たいような、そういう環境づくりをどうするのか、その点について伺いたいと思います。

それから、男女共同参画講演会の委託料 45 万円ですが、11 ページです。6 月 1 日の広報で男女共同参画についての特集記事が載っています。この中で質問したいのは、主催団体はどこなんですか。この広報でいいますと、主催は、この講演会と同じだと思うんですけども、笠井さんが来ての講演、10 月 20 日。主催はにかほ市というふうになっていますので、委託するということになると委託先の団体が主催になるんじゃないかと、こういう思いがしていますので、どうなんでしょうか。

それから、講演会の主眼、どこなのか、どこに置いて今回の講演会をやるのか。主題というか。そして、来てもらう人方の対象はどこに眼目を置いているのか、そういう点についてであります。

それから、商工振興費、商工会観光振興事業費補助金 80 万円ありますけれども、にかほ市には立派な観光協会が、一生懸命やっている観光協会もあります。この事業について、商工会と観光協会がどういうタイアップをして、あるいは連絡協調されているのか、この点について伺います。

それから、道路橋梁維持費 3,000 万円のプラスですが、宮崎議員の一般質問に対しても答弁がありましたから、それを除いて、例えば市道整備の要望数、建設関係が 225 件とか、それに対して 4,960 万円の 31% 応じていますと、そういう答弁等もあったわけですが、市道整備の要望数と今回整備する必要度、どういう判断基準でこの 3,000 万円の予算を盛ったのか。

それから、同じく建設関係ですが、8の4の1、都市計画費、都市計画マスタープラン作成業務委託料1,200万円についてです。3月に国土利用計画がつくられて、当初予算で都市計画図作成業務委託料として850万円計上し、その説明の中で、初夏に市全域の航空写真をカラーで撮影し、初秋に補正の撮影をすると説明されております。この事業の委託状況と進行状況について伺いたいと思います。

次いで、都市計画マスタープラン作成業務が2カ年の事業で今年度は基礎調査とのことですが、都市計画審議会との関連もあります、当然。2つの業務がどのようにいわゆる整合性を持っているか、関連性を持って完成されていくのか、説明をしていただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、最初に、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 初めに、市税の未納者の人数や原因など、その分析についてのお答えを申し上げます。

滞納状況については、滞納者の延べ人数と滞納額を税目別に御説明いたしますと、個人市民税は1,073人、約4,000万円、固定資産税は1,612人、約1億2,300万円、軽自動車税は304人で、約200万円でございます。合計しますと総額1億6,600万円となります。

また、過去の滞納状況を年度別に見てみますと、平成13年及び平成14年にかけて滞納額が大幅に増加しております。一例を挙げますと、固定資産税で平成12年度課税の滞納額が280万円、人数で45人だったのに対し、平成13年度課税の滞納分は1,100万円、124人となっております。その要因としては、この時期は、全国的な景気低迷を背景に、地元企業の業績不振などが、その影響が市内の景気を大きく左右したものと考えております。その後は、年々滞納額と滞納者の増加傾向にあり、一度滞納してしまうと次年度以降の新たな税の納税が困難である状況を示しております。

特に目立つものとしては、新規の滞納者の増加であり、このことは市民全体の納税意識の低下や、若年層の就労環境の厳しさ、また、個人所得低迷に対しての税制改正や介護保険料などの社会負担の増などが滞納額をふやしている原因にもなっているものと考えているところでございます。

次に、Jリーグ横浜FCキャンプ招致について御説明いたします。今のところ公式発表がなされていない状況で積極的なPR活動は行っておりません。そのため、新聞やラジオ等の報道を受けての問い合わせで、サッカー関係者から、本当に来るのか、あるいはぜひボランティアとして協力したいといった内容のものが寄せられている程度でございます。横浜FCからの公式発表がなされていない段階なので、チーム側からの要請もあり、来るものとしての準備を進めているという答えにとどめているところでございます。ただし、受け入れ態勢に万全を期したいとの思いから、市サッカー協会、市観光協会、市商工会などの民間7団体を中心に、招致実行委員会を組織していただいたところでございます。

ようやく6月6日に、横浜FCの運営スタッフがキャンプ地の視察を行った後に、キャンプ中における市民との交流会、講演会、子供を対象としたサッカー教室など、イベントを通して選手たちとの交流を図りたいとの考え方を具体的な要望として申し上げたところでございます。キャンプ中には、非公開練習もあるのが一般的と聞いておりましたが、横浜FCはすべて公開して、できる限り市民との交流を大事にし、地域活性化にお役に立ちたいとの意向を受けており、とてもありがた

いものと感じているところです。

予定では、6月13日ごろに横浜FCからキャンプの日程及びキャンプ中におけるプレシーズンマッチの公式発表がなされると伺っております。あわせて、当方からの要望についても、実施の可否を含めて日程等の連絡をいただくことにしております。内容が明らかになり次第、市民の皆様にお知らせしてまいりたいと思います。もちろん、サマーキャンプが目的ですので、その環境づくりにはできる限りの支援をしてまいりたいと考えておりますし、今後、横浜FCとの話し合いの中でどのようなことがもとめられているのかも十分把握した上で対処してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、男女共同参画講演会について御説明いたします。講演会は、にかほ市と秋田県人権啓発活動ネットワーク協議会の共催で、10月20日に開催する予定で計画しております。昨年、にかほ市男女共同参画計画を策定して、本市の実情に即した男女共同参画施策を、総合的に、効果的に展開するため、各分野で積極的に意識啓発に努めることとしております。そこで、市民の意識啓発として、男女の人権がひとしく尊重され、対等な協力関係で築き上げる男女共同参画社会について考える機会として講演会を開催するものでございます。講師には、先ほど御紹介がありましたフジテレビアナウンサーとして活躍しております笠井信輔氏を予定しております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 次に、11ページの商工会と観光協会との協議についてお答えします。

両団体とも会員には同じ方が多いわけでありまして、これまでもそれぞれの団体を構成する役員などとして密接な連携を持って活動をしてきております。昨年度商工会が国の助成を受けて、地域資源無限大全国展開プロジェクト事業を実施しておりますが、その時点でも観光協会長が委員として参加しておりますし、また、各種のイベントや行事などに互いに協力をし合っております。

行政としましては、観光事業を展開する関係団体の協議の場として、先月、商工会と観光協会へ呼びかけ、そして商工課、観光課との事務局レベルでの四者による会議を開催しまして、新年度予算とか事業計画を紹介し合い、同じ事業を重複しないような役割調整と、これまでの各事業の成果にさらに積み上げを図っていくことを確認し合って、その上で各事業達成のための理解と協力について協議しておりますので、この事業についてもお互いが理解し合っております。

議長（竹内睦夫君） 次に、答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 土木費の2目道路橋梁維持費の15節市道整備工事費3,000万円に係る市道整備の要望数であります。18年度、19年度合わせまして97件で、うち18年度で17件施工しております。当初予算に8件分、今回補正分が9件の17件が施工予定でありますので、まだ63件残っていることとなります。

今回整備する必要度など判断基準ではありますが、地区要望の内容には直営班で施工可能な修繕的なものから、千万単位の工事費を要するものまで多様であります。地区要望にはできる限りこたえていきたいと考え、多くの経費を要する工事については、道路交付金事業などを活用しながら実施しておりますが、限りある財源ですので、どうしても選択していかざるを得ない状況であることを御理解いただきたいと思います。

幸いにしまして、4月上旬に申請してありました市町村合併推進体制整備費補助金が交付決定を受けましたので、優先順位の高いものから9ヵ所について改良を行うこととして補正したものであります。今回選定した箇所については、主に道路側溝の改良を行うもので、安全面、環境面から客観的に判断し選択したものであります。以上でございます。

続いて、都市計画総務費、13節の都市計画マスタープラン作成業務委託料に関してであります。当初予算に計上しております都市計画図面作成業務委託料は、にかほ市の縮尺2,500分の1の都市計画図面と、1万分の1の管内図を新規製作するための航空撮影に要するものです。現在の作業進行状況は、当市でも利用できる撮影写真データを他の機関が所管しているものを利用できるかどうかを調査協議中で、業務は今のところ未発注となっております。が、秋には撮影が完了できるよう関係機関と調整して作業を進めてまいりたいと考えております。

2つ目の業務の関連性、また、完成の過程についてなどでありますけれども、都市計画マスタープランは、にかほ市における人口や産業の現況及び将来の見通しなどを勘案して、長期的視点に立った都市計画の将来像を定めるものであります。その実現に向けての大きな道筋を明らかにし、都市計画の基本的な方向性を示すものです。市では、旧3町でそれぞれ決定されていた都市計画の方向性を一つにまとめ、より住みやすいまちづくりを進めるために、市都市計画マスタープランを作成し、都市計画の基本方針を明確にいたします。

マスタープラン作成業務の主な業務内容は、都市計画の現状の分析、住民意向の把握、主要課題の整理、将来目標の設定、全体構想、地区別構想、実現化方策の検討、計画の格付などになります。今年度は地区別構想までの作業を予定しております。このマスタープランを指針としまして、市都市計画審議会に図りながら、市全体の都市計画区域、また、用途地域の指定などの見直しなどを行い、新たに、にかほ市都市計画を策定いたします。その策定の際には当初予算により作成する都市計画図面を用いることとなります。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 1点目の繰り越しの関係はわかりました。Jリーグの関係もわかりました。

男女共同参画のいわゆる講演会、委託費となっておりますから、そうすると、例えば、県と、それから市と、それから人権団体ですか、というふうにして三者構成でやるんだとすれば、人権団体のほうですか、そっちのほうに委託するという形で45万円と、こういう理解でいいんでしょうかということです。

それから、あと商工、市道、わかりました。

都市計画の関係です。都市計画図作成業務委託料として850万円、これは、そうすると初夏に全市のカラー撮影するとか、それから初秋に補正をするとかというふうに言っていますけれども、まだこの点は未発注と。だとすれば、例えば今おっしゃったような、ほかのほうを利用できるとすれば、その予算というのは使わなくともいいと、そういう理解でいいんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 講演会の委託先については、講演会のイベント会社である民間の機関に委託するものでございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、建設部長。

建設部長（金子則之君） 当初予算に850万円計上しておりましたその予算であります、その機関との調整になれば使わないこととなりますけれども、担当部といたしましては、先ほど申しました地区要望の道路等の整備等、そちらのほうにお願いしまして活用できればというふうに思っているところです。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 今の建設部長の話ですと、例えば今の予算がきちんとやっぱり決まっているわけですからね、管内都市計画図作成業務委託料と。これを例えば結果的に使わなくなった場合は、予算を例えば振り替えするとか、そういう形での今言った道路とかそういうところにと、改めて出てくると、そういうことですね。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） そのとおりでございます。

【16番（竹内賢君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 3点通告しております。

第1点は、10ページ、3款民生費の老人医療費のうちの13節の委託料2,872万7,000円でございます。これも説明あったのかもしれませんが、聞き漏らしておりますので、再度お願いいたします。

後期高齢者の医療制度システムの構築委託料とありますけれども、これは20年度から取り組むものということでございますけれども、これの委託先、さらにはこれの主な内容についてお伺いしたいと思います。

それから、2点目、8款土木費の例の工事請負費3,000万円でございますけれども、これにつきましては、さきの議員の質問に対する答弁で理解いたしましたので割愛いたします。

3点目、同じく12ページ、8款土木費の都市計画総務費13節の委託料1,200万円でございますが、マスタープラン云々というふうな説明がございました。現状分析、その他の作業を進めるということでございますけれども、これにつきましては、設計会社といいますか、そういうところからいろんな提案があるかと思うんですけれども、そういったものについて、どういった目安といいますか、当然、市の考え方、それがあられるわけですから、そういった何か業者を決める段階の一応の目安といいますか、もしそういうふうな基準がありましたら、こういう観点からこういう業者というふうな何か目安がありましたら、これ1点だけお伺いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） それでは、3款4項3目13節の委託料について御説明申し上げます。御承知のとおり、秋田県では後期高齢者医療制度の業務につきましては、広域連合でこれを行うこととなっておりますが、保険料の徴収や窓口業務は市町村で行うということになります。委託料2,872万7,000円は、75歳以上の加入者となる方々の情報処理等や窓口業務等に要するシステム構築のための委託料でございます。

委託先につきましては、加入者の情報の提供等と連動することから、にかほ市の場合は、住基システムを含む機関システムの保守管理を委託しております業者との随意契約となる予定でございます。

委託の主な内容でございますが、住基関係では、広域連合への住民記録のデータ提供、税務関係では、同じく広域連合への税情報の提供、それから、特別徴収、収納、消しこみなどがございます。また、そのほかにも、各庁舎の窓口対応のための情報機能の追加などが主な内容となっております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 都市計画総務費 13 節の都市計画マスタープラン作成業務委託料に関してでございます。委託先及び業者選定の考え方ということでありますけれども、今年度は、先ほども申しましたように、地区別構想までの作業を予定しております。委託業者の選定に当たっては、市の都市計画及び地理にも精通し、かつ上位計画に当たる県都市計画マスタープランにおいても実績を有する業者のほうから選定したいと考えております。終わります。

【4 番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 議案第 70 号に対してほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 70 号の質疑を終わります。

次に、議案第 71 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 1 号）及び議案第 72 号平成 19 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 1 号）の 2 件の質疑を行います。この 2 件に対して質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 71 号及び議案第 72 号の 2 件の質疑を終わります。

次に、議案第 73 号平成 19 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 1 号）の質疑を行います。4 番池田好隆議員。

4 番（池田好隆君） この補正につきましては、日沿道絡みの、つまり補償工事かなというふうに理解しますが、委託料と工事請負費でございます。説明では、日沿道の絡みの仮設工事で、本工事施工時には撤去するというふうな説明を聞いたように理解しております。そうしますと、本工事施工の段階では財源手当てみたいなものがどうなるのかなと、ちょっと素朴な疑問で恐縮なんです。お伺いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それではお答えいたします。

今回の工事は、御指摘のとおり日沿道の工事で、新設に当たります。したがって、基本的には国土交通省の補償工事の対象として扱われるものでございます。これによりまして、移設工事につきましては、設計委託費、仮設工事費ともに国土交通省の補償工事として行われますので、市の持ち出しはないこととなっております。

本工事につきましては、まだ正式な協議にはついておりませんが、同様に国土交通省の補償工事の対象となります。ただし、本工事に当たっては、原則として、公共事業の施行に伴う公共補償基準、これに基づいて算定されることとなります。公共補償基準では、財産価格の減耗部分を控除するというようになっておりますので、全額の補償にはならないというふうに考えられます。

今回施工する 400 ミリの配水管、これは県道の部分でございます。これは昭和 62 年 3 月、それから 300 ミリの配水管、これは市道の部分でございますけれども、これは平成 7 年の 3 月にそれぞれ取得したものでございます。どちらも耐用年数は 40 年となっておりますけれども、取得した時点から本工事が実施される時期、この年度ではありませんので、その時期までの減価償却した部分は控除したもので補償の算定がされることになると思われます。

日沿道の工事に伴う移設は今回が初めてでございます。今後さらに金浦地区、象潟地区と延伸することが予想されますし、それに伴いましてまた新たな補償といいますが、移転の物件というものも出てくることも予想されますので、できるだけ国土交通省のほうと協議いたしまして、補償いただけるように協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 4 番池田好隆議員。

4 番（池田好隆君） 今、局長から答弁あったことでよろしいんですが、この後、にかほ市内でまた補償工事が行われると思います。国土交通省ではそれなりの基準あると思いますけれども、にかほ市の場合の、やっぱり工事の時期、それから補償みたいなものも精いっぱい、これが最初でございますから、精いっぱい頑張ってください、何とか財源の確保、これに精いっぱい頑張ってくださいなと、負けないで一生懸命頑張ってほしいなということを特に要望したいと思います。終わります。

議長（竹内睦夫君） 議案第 73 号に対してほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 73 号の質疑を終わります。

日程第 15、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第 6 条の規定により、議案第 70 号の審査のため、議長を除く 23 人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、年長議員から司会をお願いします。23 番山田明議員。

暫時休憩します。

午前 11 時 43 分 休 憩

.....

平成19年度一般会計予算特別委員会会議録

出席委員(21名)

1番	飯尾善紀	2番	佐々木正勝
3番	市川雄次	4番	池田好隆
5番	宮崎信一	6番	佐藤文昭
7番	佐々木正明	8番	小川正文
9番	伊藤知	10番	加藤照美
11番	佐々木弘志	12番	村上次郎
13番	菊地衛	15番	榊原均
16番	竹内賢	17番	佐藤元
18番	斎藤修市	19番	佐々木平嗣
21番	本藤敏夫	22番	佐々木正己
23番	山田明		

.....

議会事務局職員

議会事務局長	竹内享一	局長補	佐藤谷博之
議事調査係長	佐藤正之	主査	佐々木美佳

.....

説明員

市長	横山忠長	副市長	横山昭
教育長	三浦博	企業管理者	佐々木勝利
総務部長	佐藤好文	市民部長	池田史郎
健康福祉部長	笹森和雄	産業部長	岩井敏一
建設部長	金子則之	教育次長	小柳伸光
ガス水道局長	須田登美雄	消防長	中津博行
総務部総務課長	齋藤隆一	企画課長	竹内規悦
財政課長	森鉄也	税務課長	齋藤利秀
市民課長	木内利雄	商工課長	森孝良
観光課長	武藤一男	建設課長	佐藤家一

.....
午前 11 時 43 分 開 会

年長委員（山田明君）にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することにいたします。

ただいま出席している委員は 21 人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第 16 条で規定する定足数に達しております。ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に 23 番、私、山田を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、10 番加藤照美委員を推薦します。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

年長委員（山田明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には 23 番、私、山田を、副委員長には 10 番加藤照美委員が決定しました。

23 番、私、山田、10 番加藤照美委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第 32 条第 2 項の規定に準じて告知します。

【年長委員（山田明君）、年長委員としての任を解かれ、一般会計予算特別委員長として議事をとる】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第 70 号をそれぞれの一般会計予算特別小委員会に審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで一般会計予算特別委員会を散会します。

午前 11 時 47 分 散 会
.....

午前 11 時 47 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 16、議案及び陳情の付託を議題とします。

ただいま議題となっています議案第 63 号から議案第 73 号までの 11 件は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

次に、陳情第 5 号から陳情第 9 号までの 5 件は、お手元に配付しております陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

午前 11 時 49 分 散 会